意見書

平成 30年 1月 26日

総務省総合通信基盤局 料金サービス課御中

151-0053

東京都渋谷区代々木 1-36-1 オダカビル 6F 一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会 会長 会苗 容弘

連絡先

事務局長 **亀田武嗣** 電話 03-5304-7511 電子メールアドレス info@jaipa.or.jp

情報通信行政・郵政行政審議会議事規則第4条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成29年12月23日付けで公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

要旨

インターネットトラヒック急増により NGN の PPPoE 方式により利用する一般消費者、法人等における通信速度の極端な低下が社会問題になっています。これは ISP の判断だけでは PPPoE 方式の網終端装置が増設できないことが理由です。

PPPoE 方式の網終端装置は従来、NTT 東西殿と接続事業者である ISP が応分のコスト負担を行ってきました。今回の NTT 東西殿の提案はこの構造を改め、接続事業者である ISP のみのコスト負担で増設を行うことにより問題の解消を図ろうというものです。

ISP のみが網終端装置のコスト負担を行うことでインターネットトラヒックの急増問題の解決を図ろうとするならば、今後はトラヒックの増加は ISP 料金の値上げをもたらし、最終的にはその利用者である一般消費者や法人等の負担増となり、国民経済を圧迫するものとなります。

高額で高速なインターネット接続を提供する ISP 用に、接続事業者負担による網終端装置のメニューが存在することは否定するものではありません。しかしながら大半の一般消費者、法人等に対しては従来のような NTT 東西殿と ISP の応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべきであり、現行のメニューも増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべきと考えます。

NTT 東西殿に対して、インターネットトラヒック急増問題への対処として従来からの PPPoE 方式網終端装置のメニューにおいても、増設基準のトラヒックベースでの改定を NTT 東西殿が今回申請の認可がされるまでに別途認可申請することを認可にあたっての 条件と附していただきたいと存じます。

該当箇所

意見

意見公募の趣旨・目的・背景

「接続事業者の要望により増設するメニュー」とありますが、ISP事業者の団体である当協会としてこのようなメニューの増設を要望したことはありません。ただし、当協会が関知しないところで一部の接続事業者が水面下で直接 NTT 東西殿に対してこのような要望を行ったことを否定するものでもありません。昨年夏以来当協会はNTT 東西殿と NGN の網終端装置増設問題に係る協議を行ってまいりましたが、いくつかの解決策があるなかでNTT 東西殿から本件のみが今回認可申請されてきたことに対して、意外な印象とともに一部の ISP からはその経緯の不透明感が問題として投げかけられています。

NTT 東日本殿 NTT 西日本殿共通

附則

(実施時期)

1 この改正規定は、認可を受けた後、 当社の準備が整い次第、 実施します。

NTT 東日本殿

(網改造料に関する経過措置) 2 料金表第 1 表第 2 (網改造料) 第 51 概ウ欄対象となる IP 通信網終端装置は、 PPPoE 方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となる IP網終端装置は、 ウ欄の対象となる IP網終端装置を除きます。

(背景)

変更案の概要にあります、NTT 東西殿からの「II 主な変更内容」「1.変更の経緯」に、「インターネットトラヒックが年間1.4~1.5倍の速度で増加する中で、NGNの関門系ルータ(※1)の十分な能力を確保することが課題となっているが、(以下略)」とありますとおり、本認可申請は、インターネットトラヒックの急増を受けたものです。PPPoE 方式の関門系ルータである、網終端装置は、上記資料にあります通り、現在増設は NTT 東西殿の判断によるものとなっております。

(現状のコスト負担構造の変更)

上記資料「2.変更の概要」にありますとおり、「今般の変更は(中略)、増設に係る接続料は、網改造料として要望事業者が個別負担する。」とありますとおり、従来NTT東西殿と接続事業者が接続料において応分のコスト負担を行ってきた構造を改め、新設される網終端装置のメニューにおいては接続事業者であるISPのみのコスト負担に変更するものとなります。

(ISP のみの負担による解決は問題)

当協会としては、社会インフラであるインターネットの

NTT 西日本殿

(網改造料に関する経過措置) 2 料金表第 1 表第 2 (網改造料) 第 53 概 ウ欄対象となる IP 通信網終端装置は、 PPPoE 方式による接続をしている協定事業者が設置を申し込む場合において、専ら協定事業者の要望により設置するもので当社が別に定めるものとし、同欄ア欄の対象となる IP網終端装置は、 ウ欄の対象となる IP網終端装置を除きます。

トラヒック急増により、NGNのPPPoE方式を利用する一般消費者、法人等における通信速度の極端な低下が社会問題になっている現状において、接続事業者であるISPにのみコスト負担を転嫁することで問題の解決を図ることは適切であるとは思いません。ISPのみがNTT東西殿の網終端装置のコスト負担を行うことでインターネットトラヒックの急増問題の解決を図ろうとするならば、今後はトラヒックの増加のため速度低下を解決するためにはISP料金の値上げをもたらし、最終的にはその利用者である一般消費者や法人等の負担増となり、国民経済を圧迫するものとなります。

(NTT 東西と ISP の協力による問題解決を)

高い料金を負担しても高速なインターネット接続を要望するニーズにこたえるサービスを提供する ISP のために、接続事業者負担による網終端装置のメニューが存在することは否定するものではありません。しかしながら大半の一般消費者、法人等に対しては従来のような NTT東西殿と ISP の応分のコスト負担による網終端装置の増設を行うべきであり、現行のメニューも増設基準の見直しにより、インターネットトラヒック急増問題への解決を図るべきと考えます。

しかしながら、今回のNTT東西殿の認可申請には、残 念ながら接続事業者であるISPにのみインターネットト ラヒック急増問題解決のコスト負担を求めている解決策 しか触れられておりません。

(結論 認可にあたっての条件付与のお願い)

これらのことから、NTT 東西殿に対して、インターネットトラヒック急増問題への対処として従来からの PPoE 方式網終端装置のメニューにおいても、増設基準のトラヒックベースでの改定を NTT 東西殿が今回申請の認可がされるまでに別途認可申請することを認可にあたっての条件と附していただきたいと存じます。

以上